

接待飲食等営業 特定遊興飲食店営業



法を守って

適正な営業を行いましょう

風俗営業等から

暴力団を**排除**しましょう

不法就労に当たる

外国人を雇用してはいけません

風俗営業や特定遊興飲食店営業（以下、「風俗営業等」という。）は、仕事や生活の疲れを癒し、ストレスを解消して、人々に明日への活力を与える場、安全で安心して「くつろげる」、「楽しめる」、「遊べる」場であることが求められており、健全で適正な営業による良好な環境づくりに努めなければなりません。

経営者及び管理者には、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持に努める社会的責任があります。

全国風俗環境浄化協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル 6階

TEL(03)3868-0157 FAX(03)3868-0257

法を守って適正な営業

年少者に接待をさせたりしていませんか？

年少者(18歳未満の者)に客の接待をさせることや午後10時から午前6時までの時間に客に接する業務に従事させることは「禁止行為」に該当し、罰則が科せられます。

また、年少者を客として立ち入らせること^{※1}や、20歳未満の者に酒類又はたばこを提供^{※2}する行為についても同様です。

それらの行為により、懲役刑又は罰金刑に処せられた場合には、風俗営業等の許可の欠格(取消)事由に該当することになります。



※1 特定遊興飲食店営業については、午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることを禁止しています。ただし、午後10時以降翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴であれば立ち入りが認められています。

※2 「提供」とは、販売や贈与に限らず、未成年者が持参した酒又はたばこにつき、燗をしたり、グラス、灰皿等の器具を使用させてその用に供する状態に置くことも含まれます。



客引きをしていませんか？

風俗営業等に関し、客引き^{※1}をしたり、客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと^{※2}は「禁止行為」に該当し、罰則が科せられます。

※1 「客引き」とは、相手方を特定して営業所の客となるように勧誘することをいいます。

特定遊興飲食店営業については、深夜における営業に限り、上記行為を禁止しております。

※2 通行人に対し、営業所の名称を告げずに、「お時間ありませんか」等と声を掛けながら、立ちふさがったり、つきまとうことがこれに該当します。

深夜、客の迷惑行為を防止するための措置をしていますか？

風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者(以下「風俗営業者等」という。)は、深夜(午前0時から午前6時までの時間をいう。)にその営業を営むときは、客が大声や騒音を発し、又は酒に酔って粗野・乱暴な言動をし、営業所の周辺で他人に迷惑を及ぼさないようにするための必要な措置をとらねばなりません。^{※1}

また、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければなりません。^{※2}



※1 必要な措置とは、①営業所の周辺で他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は客に交付する ②営業所の周辺で他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に口頭で説明し、又は音声により知らせる ③泥酔した客には酒類を提供しない ④営業所内や営業所周辺を定期的に巡視し、他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認することで、これらの客に対し、行為を取りやめ、又は行わないよう求める必要があります。

また、風俗営業者等や管理者は、これらの措置が適切に講じられるようにするため、従業員に対する教育を行わなければなりません。

※2 苦情の処理に関する帳簿には、①苦情を申し出た者の氏名及び連絡先(氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨)並びに苦情の内容 ②原因究明の結果 ③苦情に対する弁明の内容 ④改善措置 ⑤苦情処理を担当した者を記載し、帳簿に最終の記載をした日から起算して3年間保存しなければなりません。

を行いましょう



従業者名簿の備付けや管理に問題はありますか？

風俗営業者等は、営業所ごとに従業者^{※1}名簿を備えなければなりません。
 従業者名簿には、業務に従事する者の住所及び氏名等^{※2}を記載するとともに、客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その在留資格及び在留期間等）を確認し、その確認記録を作成、保存^{※3}しなければなりません。（管理者の業務の一つです。）
 なお退職者の名簿は、退職後3年間保管しておく必要があります。

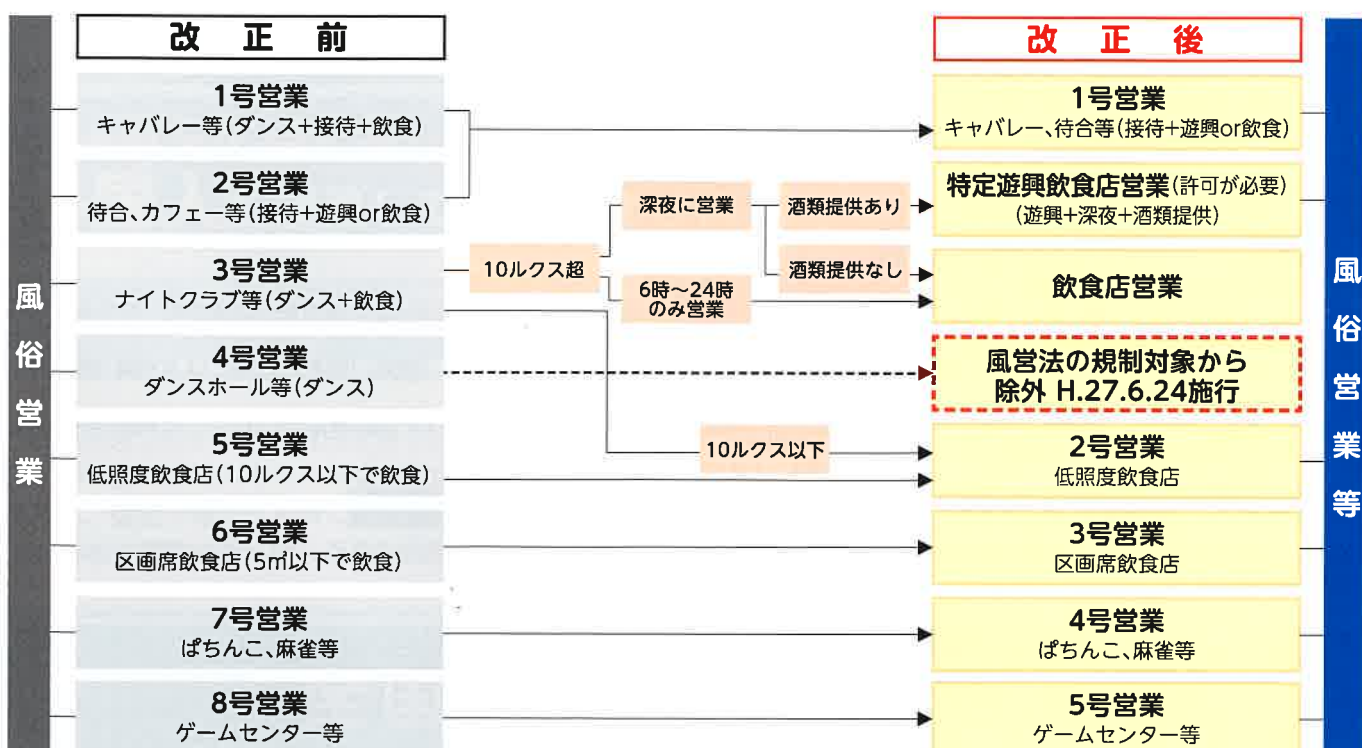


- ※1 雇用関係にある労働者に限らず、業務に従事する者すべてが対象となり、業務の一部を委託している場合の委託業務従事者（コンパニオン等）や、「労働者」にあたらぬ家族等も対象になります。
- ※2 「性別、生年月日、採用年月日、退職年月日、従事する業務の内容」を記載する必要があります。
- ※3 生年月日等の確認は、住民票記載事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、在留カード又は旅券）で確認し、その写しは従業者名簿とともに保存しておく必要があります。

風営適正化法に違反する行為が行われた場合は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、又はこれらが併科されることや、都道府県公安委員会の指示、営業停止命令又は許可の取り消しの行政処分を受けることがあります。

風営適正化法が改正されました

風営適正化法を改正する法律が、平成27年6月17日に参議院で可決成立し、6月24日に公布されました。その改正によりダンスホール等営業が、公布日に風営適正化法から除外される規定が施行され、その他の内容についても、平成28年6月23日に施行されました。



風俗営業等から暴力団を排除しましょう



暴力団からこんな要求があったら断固拒否です

縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為

風俗営業者等に対し、「この辺りで店を出すならウチにあいさつに来い」などと縄張り内で営業することを容認する見返りとして、あいさつ料、みかじめ料等名目のいかんを問わず金品等を要求する行為です。



縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の納入等を要求する行為

風俗営業者等に対し「面倒を見てやる」「何かあったら話をつけてやる」というように、縄張り内で営業する者に対し、用心棒代を要求したり、しめ縄、門松等の正月用品、植木、生花、おつまみ、氷や入場券、パーティ券等の物品の購入やおしぼり、カラオケセット、店内装飾用の額、植木等のリースの受け入れ等を要求する行為です。



暴力団対策法はあなたの強い味方です

暴力団対策法は、公安委員会が指定した暴力団の構成員が、その指定暴力団の威力を示して行う27種類の暴力的要求行為を禁止しています。
※詳しくはHPをご覧ください。

全国暴追センター

検索

暴力団員による不当な行為に関する相談は、各都道府県所在の暴力追放運動推進センターへ

- センターへの来訪者に対する相談
 - 電話、メールによる相談
 - 窓口における相談
- ※相談は無料です。
※秘密は厳守されます。



不法就労に当たる外国人を雇用してはいけません



外国人の雇用に当たっては、必ず在留カード等を見て在留資格や就労制限の確認をしてください。「短期滞在」等就労が認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません。

Q1 不法就労活動って何？

A 不法就労とは次のような場合のことをいいます。

- 不法入国者、不法残留者等が就労
- 就労が認められていない在留資格の人が
 - ① 資格外活動の許可を受けず就労
 - ② 資格外活動の許可を受けているものの許可された活動の範囲を超えて就労
- 就労が認められている在留資格の人が、その資格で認められている範囲を超えて就労



Q2 就労が認められていない在留資格ってどんなもの？

A 「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」「家族滞在」です。

これらの在留資格の人でも、資格外活動許可を受ければ、許可された範囲内で就労することができます。ただし、資格外活動許可を受けている場合でも、風俗営業に関する就労は認められていませんので、ホストやホステスなど風俗営業の従業員として就労することはできません。

Q3 それ以外にどんな在留資格があるの？

- A ① 就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの→「特定活動」
② 身分・地位に基づく在留資格（活動に制限がないので就労も可能）→「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」
※「特別永住者」も活動に制限がありません。
③ 就労が認められる在留資格（活動が特定されます）→「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」など
※風俗営業等において、在留資格「興行」の外国人がホステスなどの接客行為を行うことは認められておらず、専ら接客行為を行っていた場合は資格外活動として、通常罰則の対象となります。

Q4 就労が認められていない外国人を雇用したり、その雇用を斡旋すると罪に問われるの？

- A 出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長罪）に問われ、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科」という罰則の適用を受けます。

風俗環境に関する苦情、相談は風俗環境浄化協会へ